

身体的拘束適正化に関する指針

社会福祉法人恵仁会

特別養護老人ホーム鹿屋長寿園

身体的拘束適正化検討委員会

1. 身体的拘束適正化に関する考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人恵仁会は、利用者の人権を尊重し、一人ひとりの想いを理解した上で、日常生活のケアの充実を図ります。また、職員全員が身体的拘束による弊害を理解し、身体的拘束のないサービスを提供します。

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体的拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、十分な観察や観察の経過記録、創意工夫することを基に必要最低限の身体的拘束を行うことがあります。

- ①.切迫性 ～利用者本人または他の利用者等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
- ②.非代替性～身体的拘束(行動制限)の他に替わる方法や対策がない場合。
- ③.一時性 ～身体的拘束(行動制限)が一時的である。

2. 身体的拘束適正化の推進に向けての基本方針

(1) 身体的拘束の原則禁止

恵仁会においては、原則として身体的拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体的拘束を行う場合

身体的拘束適正化検討委員会で十分に検討したのち、本人又は他の利用者の生命や身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合、身体的拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高いこと、かつ切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合で、本人・家族へ説明と同意を得て行います。

また身体的拘束適正化検討委員会は、以下の項目も把握しなければなりません。

- ①.身体的拘束の理由
- ②.身体的拘束の方法
- ③.身体的拘束を行わずにいる時間、行う時間や行う際の状況等
- ④.身体的拘束に該当する利用者の身体的拘束期間中の状況や変化等

以上の事を把握した上で身体的拘束を実施しますが、常に身体的拘束の適正化への工夫を続けていきます。身体拘束適正化の為、課題をカンファレンス等で議論・報告し、できるだけ早期に拘束を解除すべき努力をします。

3. 身体的拘束適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置

身体的拘束適正化検討委員会は次の職員で構成されます。

施設長、権利擁護推進委員、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士
機能訓練指導員、事務職員

(2) 身体的拘束適正化検討委員会の開催

1. 3カ月に1回、または必要時に開催。
2. やむを得ず施設長が出席できない時は委任を受けた身体的拘束適正化委員会の委員長が取りまとめ、施設長へ報告を行う。
3. 身体的拘束に係るカンファレンスの場合、身体的拘束の実施・回避の決定は施設長の決裁を必要とする。

<介護保険指定基準において身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体的拘束適正化検討委員会では身体的拘束に伴う弊害を理解した上で、上記の行為を防ぐために、利用者の状況に合わせて身体的拘束防止対応策を事前に検討します。

1. 身体的弊害

- ・関節拘縮、筋力低下、褥瘡の発生
- ・食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力低下
- ・転倒事故を誘発し、抑制具による窒息死を招く恐れ

2. 精神的弊害

- ・不安や怒り、屈辱、諦めなど精神的苦痛を与える
- ・認知症が進行し、せん妄を頻発させる

3. 社会的弊害

- ・介護保険制度への信頼失墜、老年期への不安増大
- ・介護職員の士気低下
- ・身体拘束による医療的処置は、経済損失を発生させる
- ・介護事業所への不信感増大

4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応、報告に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施・報告します。

①身体的拘束の必要性の発生(家族の希望を含む)

身体的拘束の必要とする状況が発生した場合、あるいはご家族からの希望があった場合、担当ユニットの職員が身体的拘束適正化委員へ報告をします。

②身体的拘束に係るカンファレンスの実施

身体的拘束適正化検討委員が主催し、身体的拘束に係るカンファレンスを行います。

※介護職と看護職は必要に応じて主任等へ参加を依頼する。

カンファレンスでは身体的拘束を行うことを判断する前に切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。そして、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討します。

③身体的拘束に必要な書類等の準備

身体的拘束の必要性に関する利用者本人の生活状況の観察及び個別記録への記載を1週間行います。施設長が身体的拘束を行う最終判断をしたのち、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する同意書を作成します。[記録1]

※既に必要性があり、個別に観察が行われている場合は②のカンファレンス後に利用者本人や家族に対しての説明と同意へ進む

④利用者本人や家族に対しての説明と同意

[記録1]を用いて、身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体的拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

⑤記録と再検討

利用者様の日々の身体的拘束に関する態様及び時間・日々の心身の状態等の観察を個別記録へ記載します。また、身体的拘束の早期解除に向けて、専用の書式を用いて1ヶ月に1回個別のカンファレンスを実施し、拘束の必要性や方法を再検討します。[記録2]

⑥拘束の解除

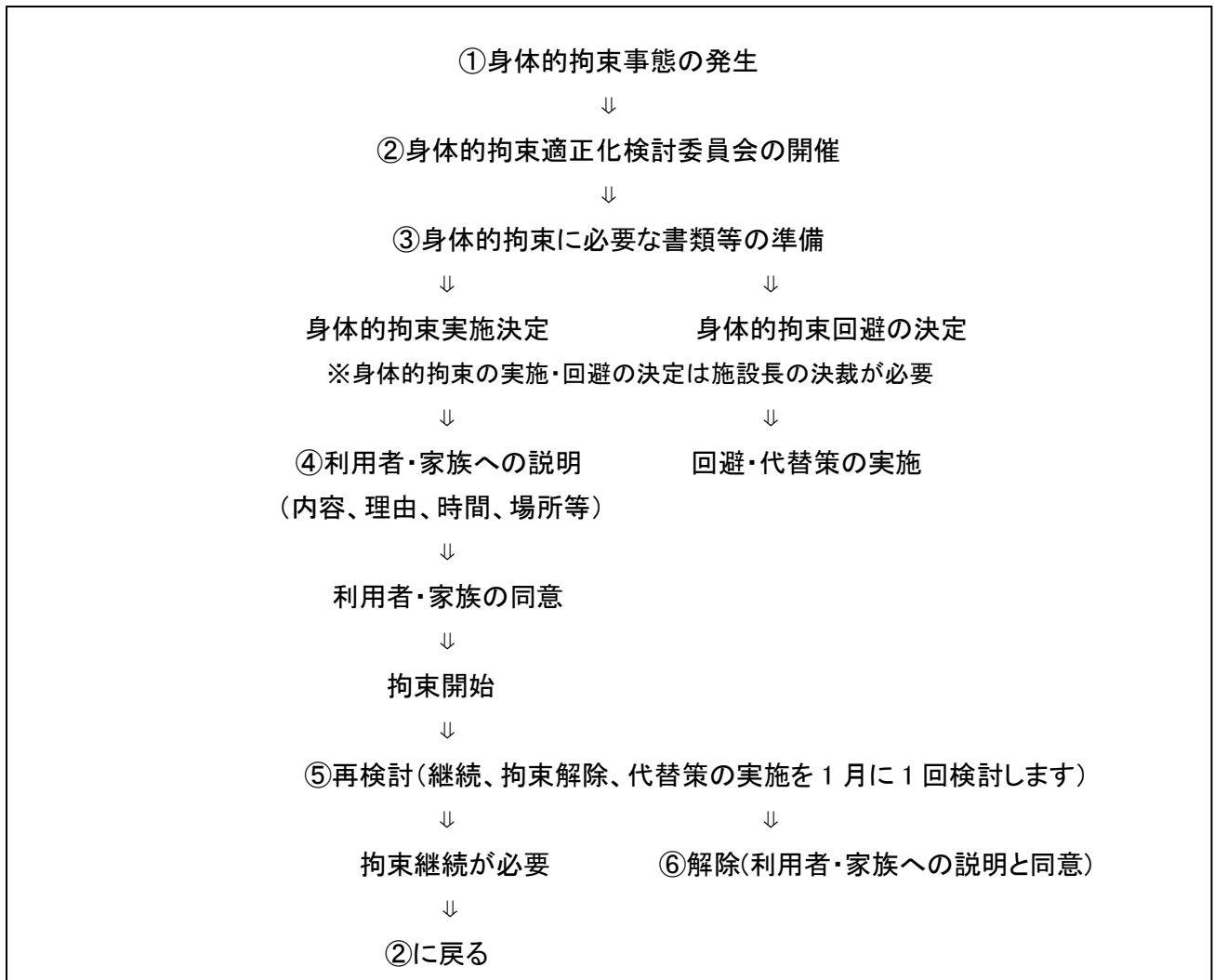
⑤の記録と再検討の結果、身体的拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解除します。

その場合には契約者、家族に報告し、同意を得ます。[身体的拘束を解除する事に関する説明書]

また、身体的拘束をしない為のリスクについても十分検討した上で、サービスを提供していきます。

⑦報告について

①から⑥について[記録1]、[記録2]、[身体的拘束を解除することに関する説明書]の各書式を用いて、身体的拘束適正化検討委員会で経過報告をするとともに、委員会での検討内容は議事録にて職員へ周知をします。また、それらの記録は5年間保存します。



5. 身体的拘束適正化に向けた各職種の役割

身体的拘束の適正化のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

(施設長の役割)

身体的拘束適正化活動における最高責任者

(権利擁護推進委員の役割)

権利擁護の視点に立った支援方法の指導

身体的拘束適正化等の高齢者の権利擁護についての取り組みの推進

(介護職員の役割)

拘束がもたらす弊害を正確に認識する

利用者の尊厳を理解

利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める

利用者とのコミュニケーションを充分にとる

適正かつ正確な記録の記載

(看護職員の役割)

医師との連携

施設における医療行為の範囲の整備

重度化する利用者の状態観察

(生活相談員・介護支援専門員の役割)

身体的拘束適正化に向けた職員教育

医療機関、家族との連絡調整

家族の意向に添ったケアの確立

施設のハード、ソフト面の充実

チームケアの中核を担う

(栄養士の役割)

経鼻・経管栄養から経口への取組みとマネジメント

利用者の状態に応じた食事の工夫

(機能訓練指導員の役割)

機能面からの専門的指導・助言

重度化する利用者の ADL 状態の評価、把握

(事務職員の役割)

身体的拘束の実施・回避に関する客観性を保つ

6. 身体的拘束適正化のための職員研修について

身体的拘束適正化と身体的拘束につながる可能性のある非意図的な身体的拘束を未然に防ぎ、人権を尊重できる職員の育成を行います。

- (1) 年 2 回以上教育・研修の実施
- (2) 新入職員に対する身体的拘束適正化・権利擁護研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 職員研修の内容は議事録に残し、職員が閲覧できるようにする

7. 身体的拘束適正化に関する指針の閲覧について

この指針は、職員だけでなく利用者やご家族もいつでも自由に閲覧することができます。

8. 適用年月日

この指針は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、最小限度の身体的拘束をおこないます。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者(利用者)本人または他の入所者(利用者)等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体的拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 特別養護老人ホーム鹿屋長寿園

施設長 _____ 印

記録者 _____ 印

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名 _____ 印

(本人との続柄)

[記録2]

緊急やむを得ない身体的拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者

身体的拘束を解除する事に関する説明書

様

- 1 現在、あなたの状態が下記の要件を満たしているため、これまでの身体的拘束を解除させて頂きます。
- 2 なお、解除することによるリスクに対して、今後も鋭意検討を行うことといたします。

記

(身体的拘束解除要件)

入所者(利用者)本人、又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が緩和されたこと。

個別の状況による 解除の理由	
解除の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
解除に当たってのリスク	
リスクの防止策	
解除開始の予定	月 日 時から

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日

施設名 特別養護老人ホーム鹿屋長寿園

施設長 _____ 印

記録者 _____ 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日

氏名
(本人との続柄)